

次期「あいち はぐみんプラン」策定に向けた検討について（目標・骨子（構成）・体系図）

次期はぐみんプランに関して、現行の「あいち はぐみんプラン 2020-2024」に位置付けられている各種計画に加えて、こども基本法に基づく「都道府県こども計画」に位置付ける。

こども基本法第10条では「都道府県こども計画は、こども大綱を勘案して定めるよう努めるもの」と規定されているため、次期はぐみんプランの①目標、②骨子（構成）、③体系図について、こども大綱を勘案しつつ、以下のとおり整理することとしたい。

1 基本目標について

（1）現行はぐみんプランの基本目標

「県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現」

※愛知県少子化対策推進条例第1条（目的）の条文を引用しつつ「家庭を築き、」を追記

愛知県少子化対策推進条例抜粋
第1条（目的）
この条例は、少子化対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を推進し、もって**県民が安心して子どもを生き育てることができる社会の実現**に寄与することを目的とする。

※条例制定（2007.3）後に策定された第2期計画以降（②2010-2014期、③2015-2019期、④2020-2024期）同じ。

（2）こども大綱との比較

こども大綱は、こどもの権利保障や意見聴取など、「こども」そのものを施策対象とする「こども施策」を中心とした内容となっている。

一方で、はぐみんプランは、「愛知県少子化対策推進条例」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定され、「少子化対策」や「子ども・子育て家庭への支援」が目的であり、「こども施策」を主とする構成にはなっていない。

（3）変更案

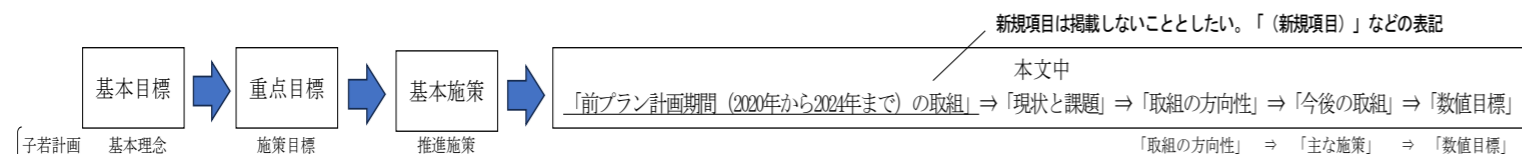
こども大綱を勘案する必要はあるものの、そもそも少子化対策推進条例、次世代育成支援対策推進法により計画を策定すること自体に変更はないことから、こども大綱・自治体こども計画のためのガイドラインの目的を引用して、現行の目標に加えることが適当と考える。

基本目標 県民が家庭を築き、安心して子どもを生き育てることができるとともに、**全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現**

引用元		
こども大綱		自治体こども計画策定のためのガイドライン
事項	掲載頁	記載内容
目的	P8	こども大綱の使命は、（中略）「こどもまんなか社会」を実現していくことである。
	P7	こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～ 全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会 ～
		自治体こども計画の目的
	P3	全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが、自治体こども計画の目的と考えられます。

2 骨子（構成）

以下の現行はぐみんプランの構成を引き継ぐものとする。



3 体系図（別紙のとおり）

（基本的な考え方）

- こども大綱を勘案する必要があることから、
 - ・こども大綱で具体的に施策が記載されている「第3 こども施策に関する重要事項」、「第4 こども施策を推進するために必要な事項」の項目（参考資料1参照）
 - ・現行はぐみんプランの基本施策を比較して、基本施策等を検討。

（全体レイアウト）

- 現行はぐみんプランと同様にライフステージによる区分けを行い、ステージごとに重点目標、基本施策を掲げる。
- 「子育て期」を『子ども・若者支援』と『子育て家庭支援』に分け、『子ども・若者支援』を更に「ライフステージ別の施策」、「ライフステージを通じた施策」に区分けする。
⇒上記整理はこども大綱の章立てに倣ったもの（必要に応じて再掲で表記）。

（重点目標）

- こども基本法やこども大綱等の文言から引用して、文言を作成。

（基本施策）

- こども大綱と現行はぐみんプランの記載内容を比較し、**現行のはぐみんプランの基本施策を踏襲できるものは踏襲する。**
- 現行はぐみんプランの基本施策に掲げられていない項目は、こども大綱の記載項目を引用して、新規で項目立てを行う。
⇒これに伴い、4つの基本施策が、新規項目に合流する。（資料3-2参照）
- こども大綱の項目立てにはないが、現行はぐみんプランで基本施策として掲げられている項目は引き続き項目立てを行う。
- ☞現行はぐみんプランの内容は、漏れなく次期はぐみんプランに移行する。

4 「あいち子ども・若者育成計画 2027」との統合について

こども大綱は、

- 一 少子化社会対策基本法に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法に掲げる事項
 - 三 子どもの貧困対策の推進に関する法律に掲げる事項
- ・少子化社会対策大綱
・子供・若者育成支援推進大綱
・子供の貧困対策に関する大綱 の合体

の内容が含まれているため、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」である「あいち子ども・若者育成計画 2027」を統合して、次期はぐみんプランを策定することとしたい。

- ☞「あいち子ども・若者育成計画 2027」の内容も漏れなく次期はぐみんプランに移行していく。（体系図についても、「あいち子ども・若者育成計画 2027」の内容が全て当てはめられるよう、整理しております。）